

○小山市国際交流協会部会等設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小山市国際交流協会規約第13条及び第14条の規定に基づき、部会、部会長連絡会、登録団体代表者連絡会及び事業実行委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 協会に次の部会を設置する。

- (1) 日本語教育部会
- (2) 広報部会
- (3) 翻訳・通訳部会
- (4) 多文化共生部会

(部会の所掌事務・事業)

第3条 部会の所掌事務・事業は、次のとおりとする。

- (1) 日本語教育部会
 - ア 外国人に対する日本語講座に関すること。
 - イ 日本語講師の養成に関すること。
 - ウ その他の語学講座及びサークルに関すること。
- (2) 広報部会
 - ア 協会会報の発行に関すること。
 - イ 国際交流・国際協力に関する情報の収集に関すること。
 - ウ 広告に関すること。
 - エ 国際交流・国際協力事業の啓発啓蒙に関すること。
- (3) 翻訳・通訳部会
 - ア 協会会報・事業パンフレットの翻訳作成に関すること。
 - イ 外国語ボランティアの通訳に関すること。
 - ウ 外国語ボランティア通訳の紹介、派遣に関すること。
 - エ 外国語ボランティア通訳の研修に関すること。
 - オ 外国語ボランティア通訳の手引きの作成に関すること。

(4) 多文化共生部会

- ア 在住する外国人との交流事業の開催に関すること。
- イ 海外との交流事業に関すること。
- ウ 日本の伝統文化体験に関すること。
- エ 多文化共生社会の推進に関すること。
- オ 在住する外国人への支援（防災、教育等）に関すること。

(部会の構成)

第4条 個人会員、学生会員、外国人会員、家族会員、登録団体会員の代表者及び賛助会員の代表者は、部会に入部し、部会員となることができる。この場合において、複数の部会に入部することを妨げない。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長が必要と認めるときは、部会に幹事を置くことができる。
- 4 部会長、副部会長及び幹事は、部会会員の互選により選出し、任期は、2年とし、再任を妨げない。

(部会の職務)

第5条 部会長は、部会を代表し、部会の運営執行にあたる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、部会長の要請を受け、部会が主催する事業の運営執行にあたる。

(部会の予算)

第6条 部会の活動費は、総会において決定された事業費の範囲内で執行することを原則とする。

- 2 経理事務は事務局が担当し、経理するものとする。
- 3 部会に、事業ごとの収支を取り扱う会計担当者を配置するものとする。

(部会の活動)

第7条 部会の活動は、役員会及び総会で承認された事業計画に基づき、部会において具体的実施案を作成して事業を実施するものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、より効果的・効率的な予算執行を心掛ける

とともに、部会員の総意に基づく運営になるよう努めるものとする。

(部会長連絡会)

第8条 部会間の連携協力を図るため、部会長連絡会を設置する。

- 2 部会長連絡会は、各部会の部会長及び副部会長で構成し、例会をもつ。ただし、部会長が必要と認めるときは、幹事を参加させることができる。
- 3 部会長は、部会の事業の実施に関し、部会間における連携協力を図るべき案件があると認めるときは、会長に対し部会長連絡会の招集を要請することができる。
- 4 会長は、前項の定めにより部会長から部会長連絡会の招集に係る要請を受けたときその他必要と認めるときは、例会のほかに部会長連絡会を招集することができる。

(登録団体代表者連絡会)

第9条 登録団体代表者連絡会は、登録団体の代表をもって構成する。

- 2 登録団体代表者連絡会は、登録団体代表者の要請により、会長が招集する。
- 3 登録団体代表者連絡会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 各登録団体間の連絡調整に関すること。
 - (2) その他、登録団体代表者が必要と認める事項。

(事業実行委員会)

第10条 事業実行委員会を構成する実行委員は、設置の都度会員から募集する。

- 2 事業実行委員会に実行委員長を置く。
- 3 実行委員長が必要と認めるときは、事業実行委員会に副実行委員長を置くことができる。
- 4 実行委員長及び副実行委員長は、実行委員の互選により選出し、任期は事業実行委員会の解散までとする。
- 5 実行委員長は、事業実行委員会を代表し、事業実行委員会の運営執行にあたる。
- 6 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるとき

は、その職務を代理する。

- 7 事業実行委員会の活動費は、総会において決定された予算の範囲で執行することを原則とする。
- 8 事業実行委員会の經理事務は事務局が担当し、經理するものとする。
- 9 事業実行委員会に、事業の収支を取り扱う会計担当者を配置するものとする。
- 10 事業の実施にあたっては、より効果的・効率的な予算執行を心掛けるとともに、実行委員の総意に基づく運営になるよう努めるものとする
- 11 実行委員は、事業の実施に関し、事業実行委員会で検討又は協議すべき案件があると認めるときは、実行委員長に対し、事業実行委員会議の招集を要請することができる。
- 12 実行委員長は、前項の定めにより実行委員から事業実行委員会議の招集に係る要請を受けたときその他必要と認めるときは、事業実行委員会議を招集することができる。
- 13 事業実行委員会は、事業に関する事務の完了をもって解散するものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成12年5月16日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年5月28日から施行する。
- 3 この要領は、平成18年5月27日から施行する。
- 4 この要領は、平成30年4月27日から施行する。
- 5 この要領は、令和5年4月26日から施行する。
- 6 この要領は、令和6年5月29日から施行する。